



ややこしい



「暗号資産」の税務を

完全網羅!

一冊ですべてわかる!

暗号資産の 税務処理と 調査対応の ポイント

[編著・監修] 武田 恒男

[体裁] A5判 / 312頁

[定価] 4,400円 (本体: 4,000円 + 税10%)

一冊ですべてわかる!

暗号資産の 税務処理と 調査対応の ポイント

編著・監修 武田 恒男

ややこしい“暗号資産”の
税務をサッと攻略!
調査対策までを完全網羅した
実務家必携の一冊!!

第一法規

本書の特長

Features

目次

Contents

特長 01

近年取引が急速に拡大している暗号資産。その**基礎知識**から**税務処理のポイント**、**税務調査対策**までを暗号資産の税務に精通する著者が解説!

特長 02

暗号資産の税務処理については、**税目ごとにその判断の拠り所**や**押さえておくべき留意点**を詳しく解説。関与先から**質問や相談**を受けても、**的確に対応**できる!

- 第1章 暗号資産取引の基礎
- 第2章 暗号資産と税務の取扱い
- 第3章 暗号資産の会計処理
- 第4章 暗号資産の確定申告
- 第5章 暗号資産の税務調査
- 第6章 暗号資産取引の課税をめぐる
裁決事例・裁判例等



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

第3部 法人税

企業会計基準委員会により平成30年3月14日、実務対応報告第28号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面的取扱い」を公表した。これを受けて、平成31年度税制改正において仮想通貨に関する法人税の課税関係が整備され、平成31年4月1日以降に終了する事業年度から適用されている（平成31年改正法附則12）。

なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）」の施行日である令和2年5月1日以降は、「仮想通貨」から「暗号資産」に変更されている。

また、法人税法上は、暗号資産は短期売買商品等に該当し、該当する暗号資産は次のとおりである。

1 短期売買商品等の範囲

短期売買商品等とは、法人が取得した金・銀・白金その他の資産（有価証券を除く。）のうち、市場における短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で、その取引に専ら従事する者がその取得の取引を行ったもの（専ら売買商品）および資金決済に関する法律第2条第5項に規定する暗号資産などという（法61、法令118の4、法61、法26の7）。

2 短期売買商品等に該当する暗号資産

① 物品を購入し、もしくは借り受け、または役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる財産的価値^②であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
※ 電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨および外国通貨並びに通貨建て資産を除く。

② 不特定の者を相手方として上記①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

3 暗号資産の譲渡損益の計上時期

法人が暗号資産を譲渡した場合には、その譲渡に係る契約をした日^③の属する事業年度において、譲渡対価の額から譲渡原価の額を減算した金額を益金の額または損金の額に算入することになる（法61①、法令118の6）。

※ 譲渡が剰余金の配当その他の一定の事由によるものである場合には、その剰余金の配当の効力が生ずる日等一定の日とされている（法26の9）。

暗号資産の基礎知識や
暗号資産の税務上の取扱いを
税目ごとに解説！

算ソフトウェアが暗号資産取引をもれなく集計しているかどうかを確認することができる。

3 調査の実態と対策

(1) 税理士として知っておきたい暗号資産取引と調査の状況

① 暗号資産とは

暗号資産とは、不特定の者に対して代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨と相互に交換できる「財産的価値」で、インターネットを通じて移転できるものをいう。法定通貨又は法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）は含まれない（資金決済法第2条第5項第1号）。典型的には、ビットコインに代表される「仮想通貨」（後述）がこれにあたる。

また、このような暗号資産と相互に交換ができる財産的価値で、インターネットを通じて移転するものも暗号資産とされている（資金決済法第2条第5項第2号）。NFT（後述）取引は暗号資産を通じて行われることが多いので、一般にこれにあたることになる。

② 暗号資産の取引の仕組みの概要

(i) 交換所

暗号資産の入手・換金は、「交換所」と呼ばれる事業者（暗号資産交換業者）を通じて行う。

暗号資産交換業は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者のみが行うことができる。金融庁は登録している31の事業者（2022年12月現在）の名称等をホームページ上で公表している。なお、金融庁は無登録で

暗号資産交換業を行っていることをこれまで把握した外国事業者の名称等についてもホームページ上で公表している。

(注) 金融庁ホームページ https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/kasoutsuka_mutouroku.pdf

(ii) 取引類型と口座数・取引額

暗号資産取引には、暗号資産現物取引と暗号資産証拠金取引（差金決済）がある。暗号資産証拠金取引とは、暗号資産現物の受渡しを行わず、事前に取引金額の一部を証拠金として取引所に預託したうえで暗号資産の売買を行う取引である（暗号資産関連デリバティブ取引）。暗号資産関連デリバティブ取引は、令和3年分から支払調書の対象となっている。

(注) 一般社団法人 日本仮想通貨交換業協会によると、わが国で提供されている暗号資産（仮想通貨）関連デリバティブ取引は、ほぼすべて外国為替証拠金取引（FX）に類似した形態の取引となっている（2019年現在）。

・口座数 2022年3月現在、国内取引所に設定された口座数は330万口座。うち証拠金口座は42万口座ありとなっている。

簿目/口座数	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
現物	個人 1,264,068	1,473,150	1,998,951	2,943,549
法人	6,211	7,690	9,699	17,515
証拠金	個人 521,272	541,946	547,585	415,644
法人	3,183	2,803	2,626	924
合計	1,794,734	2,025,619	2,558,891	3,377,632

(出所) (一社) 日本暗号資産取引業協会資料より作成

・暗号資産取引状況

2021年度（2021年4月～2022年3月）において、取引金額は現物取引が28兆円、証拠金取引が37兆円ありとなっている。

税務調査における
対応ポイントを登録！
顧客からの質問や
相談に応じられる！

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
一冊ですべてわかる！ 暗号資産の税務処理と調査対応のポイント [091496]	定価4,400円(本体4,000円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が
1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)
※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
いただけません。

年 月 日

〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

事務所名 公用 私用

フリガナ 〇〇〇 様 TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 E-mail 〇〇〇 〇〇〇 @

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daichihiko.co.jp/support/contact/contact.php>)がフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印